

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社魚国総本社

大阪府大阪市中央区道修町1丁目6番19号

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から

令和6年11月11日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

物品の販売、役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

メーキュー株式会社

愛知県名古屋市守山区下志段味3丁目2302番地

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から

令和6年11月11日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社ミツオ

愛知県名古屋市熱田区新尾頭3丁目4番25号

2. 指名停止措置期間

令和6年7月12日から

令和6年11月11日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日本ゼネラルフード(株)、(株)魚国総本社、メーキュー(株)、(株)ミツオ、葉隠勇進(株)及びコンパスグループ・ジャパン(株)は、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札に関し、令和6年5月22日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 競争参加資格の種類

役務の提供

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

久富電設株式会社

岐阜県大垣市小野一丁目22番地1

2. 指名停止措置期間

令和6年9月20日から

令和7年1月19日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中部運輸局管轄区域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

久富電設（株）の代表取締役（当時）が、令和4年2月14日、池田町長（当時）に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるように池田町長（当時）と共謀の上、池田町長（当時）から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。

このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

5. 競争参加資格の種類

工事、物品の販売、役務の提供

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（贈賄） 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上9ヶ月以内